

医第1447号  
令和2年11月12日

(公社) 千葉県医師会長  
(一社) 千葉県歯科医師会長  
(公社) 千葉県看護協会会長  
(一社) 千葉県訪問看護ステーション協会会長  
(一社) 千葉県助産師会長  
(公社) 全国自治体病院協議会千葉県支部長  
(一社) 千葉県民間病院協会会長  
(一社) 日本病院会千葉県支部長

様

千葉県健康福祉部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）の申請期限  
及び対象者について

日頃、本県の保健医療行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）については、令和2年7月28日付け医第804号及び同年10月6日付け医第1227号により、貴機関所管の医療機関等への周知を依頼したところですが、申請期限が令和2年11月30日(月)に迫ってきているため、再度周知することとしました。

つきましては、医療従事者等に対して慰労金を確実に円滑に給付するため、貴機関所管の医療機関等に対して、上記の申請期限を再度周知いただくとともに、派遣労働者及び業務受託者の従事者並びに既に医療機関等を退職した医療従事者及び職員がいる場合は、これらの方々も要件に該当すれば慰労金の給付の対象となることを併せて周知ください。

なお、本慰労金は、介護サービス事業所等や障害福祉サービス事業所等に勤務する職員を対象とする慰労金を含め、一人一回限りの給付であるため、重複申請は行わないよう併せて周知ください。

※詳細については、以下ホームページを参照してください。

【千葉県ホームページ（事業概要や給付対象等）】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/coronavirus.html>

【国保連ホームページ（申請方法）】

<https://www.kokuhoren-chiba.or.jp/>

【問合せ先】

千葉県慰労金支援金総合窓口

TEL：0570-080-035

受付：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

電話回線が混雑することが予想されます。

あらかじめ御了承ください。

手看協受

2.11.13

No 1099